

平成30年度憲法週間行事

「『体験！模擬裁判』

～民事裁判と刑事裁判の違い～」を開催しました。

札幌高等・地方裁判所では、5月17日（木）と5月29日（火）に、平成30年度憲法週間行事として、「『体験！模擬裁判』～民事裁判と刑事裁判の違い～」を実施し、合わせて68人の中高生に参加していただきました。

●模擬裁判

裁判官から裁判手続のルールなどについて説明を行い、強盗致傷を題材にした刑事事件を参加者に演じていただき模擬裁判を行いました。また、参加者の皆さんが演じた刑事事件の模擬裁判のほか、裁判所職員が演じた民事事件の模擬裁判を見学していただきました。

<参加者からの声を紹介します>

- ・実際の裁判をやっているようで面白かった。
- ・いろいろな角度から見ると、判決を決めるのは難しいことなんだと思った。
- ・実際の裁判を一度見てみたいと思った。
- ・裁判の流れを理解することができた。
- ・見ていてすごく面白かった。判決はすごく悩んだ。



▼模擬裁判の様子



●裁判官からのレクチャー

<参加者からの声を紹介します>

- ・刑事裁判と民事裁判の違いがよく分かった。
- ・緊張しないようフレンドリーに接してくれてよかった。
- ・とても面白く教えてもらったので楽しかった。
- ・例え話が分かりやすかった。



●裁判官への質問コーナー

<参加者からの質問を紹介します>

- ・裁判官の衣装は、何のために着るのですか？
(答)裁判官の職責の厳しさを象徴するものとして着用します。なお、色は他の色に染まることはない黒とされています。
- ・札幌の裁判所には何人の裁判官がいますか？
(答)高裁、地裁、家裁、簡裁の全ての裁判官を合わせると、78人の裁判官がいます。
- ・裁判官の給料はいくらですか？
(答)裁判官の給料は「裁判官の報酬等に関する法律」という法律で金額が決まっています。



参加いただいたみなさん、ありがとうございました。この行事に参加いただいて、司法や裁判所に少しでも興味をお持ちいただけたら嬉しく思います。

来年の憲法週間行事については、おって裁判所ウェブサイト等でお知らせいたします。ぜひ、ご参加ください。

なお、法廷で行われる裁判は、原則誰でも傍聴することができます。傍聴に関してご不明な点は、お近くの裁判所にお問い合わせください。

札幌高等裁判所・地方裁判所では、個人又は団体での法廷見学等を受け付けています。お申込み・お問い合わせは以下の各広報係までお気軽にどうぞ。

- ★ 札幌高等裁判所事務局総務課広報係 011-290-2409
- ★ 札幌地方裁判所事務局総務課広報係 011-350-4803